

公共施設利用の基本的な考え方（第20版）

1 公共施設の取扱い

全国的に新規感染者数は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針も変更され、マスク着用の考え方等も明確化されるなど、制限を緩和する方向にある。

このような状況を踏まえ、これまで行ってきた公共施設の利用人数制限を解除する。ただし、手指消毒、換気等の基本的な感染対策は、今後も引き続き行うものとする。

2 施設開館の基準

- (1) 定期的に換気を行える等、長時間の密閉状態とならない施設であること。
- (2) 間近で会話や発声をする密接場面とならない利用ができる施設であること。

3 利用の可否判断

利用許可の基本ルール

- (1) 徹底した感染防止対策（マスクの適切な着用、室内の換気、手指消毒設備の設置等）が講じられること。
- (2) 代表者等は、利用者全員の連絡先を把握し名簿を作成することとし、代表者は、最低2週間は保管をしておくこと。

※ 上記基本ルールを満たすことができない場合は、利用不可とする。

※ 施設利用にあたっては、なるべく短時間となるよう工夫するとともに、大声を出さない等の感染防止に努めること。

4 イベント・行事等の開催について

各種ガイドラインに基づき徹底した感染拡大防止対策を講じた上で、実施できるものとする。